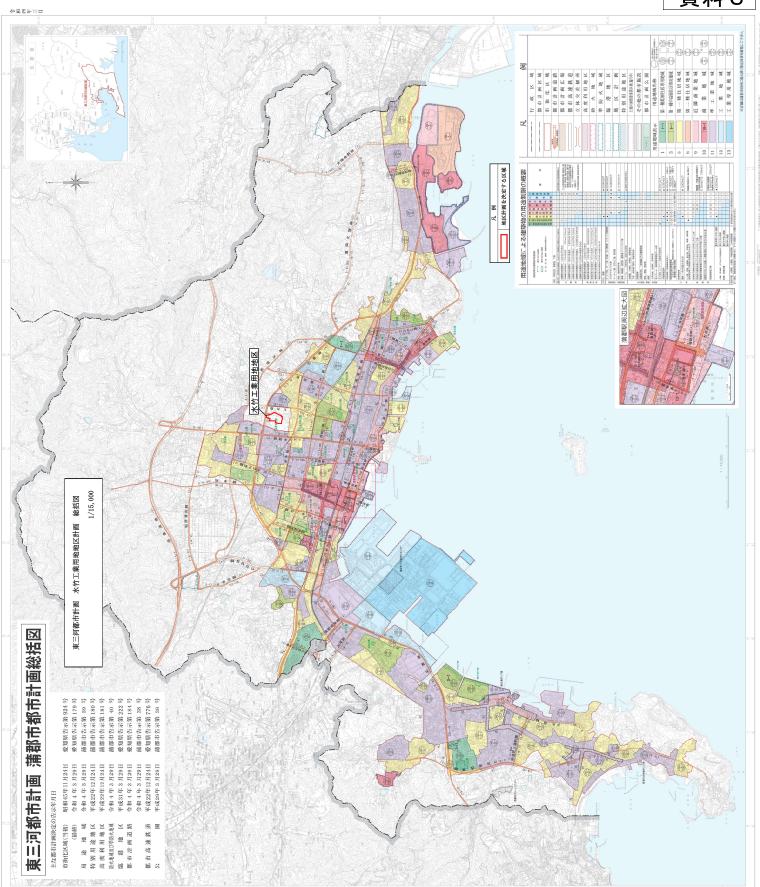
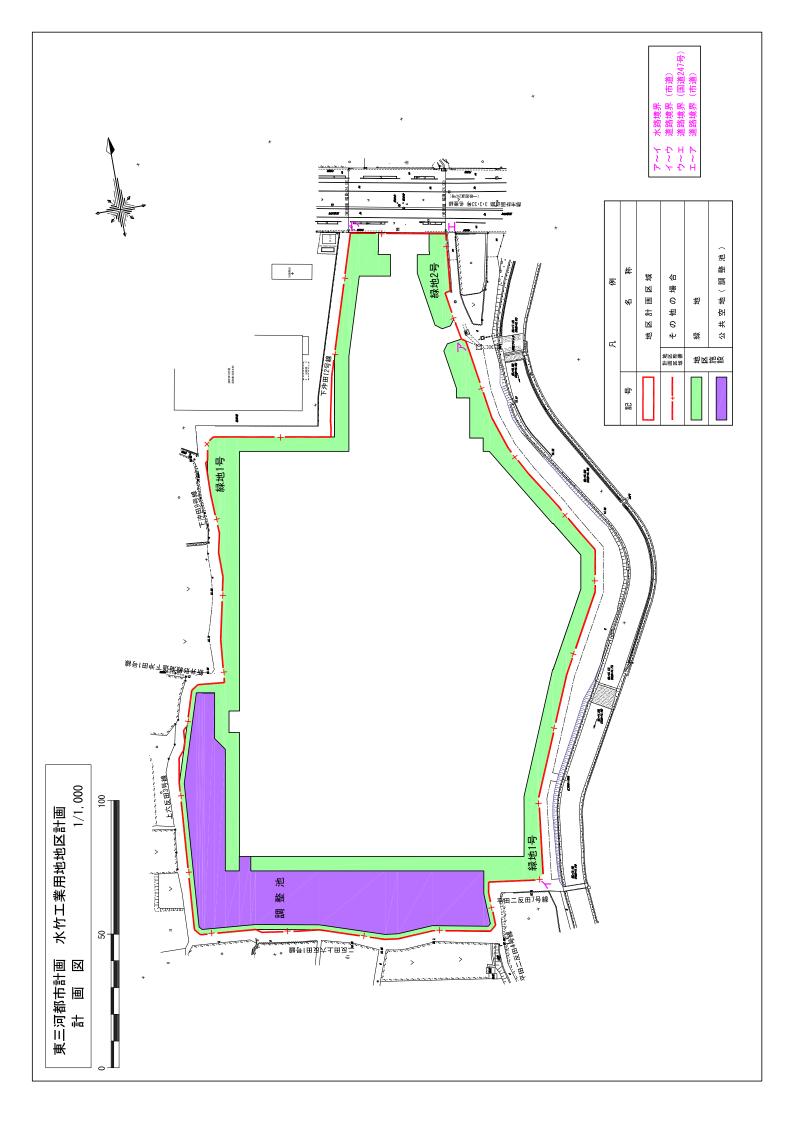
資料3





東三河都市計画地区計画の決定 (蒲郡市決定)

都市計画水竹工業用地地区計画を次のように決定する。

:	名	水竹	工業用地地区	計画			
位置		蒲郡市水竹町下沖田及び平田町二反田の各一部					
面積		約2.8ha					
	地区計画の目標	本地区は、蒲郡市中心部より北東部に位置する主要幹線道路の都市計画道路3・3・33号 名豊線の沿道において、民間事業者の開発により技術先端型業種の工場が立地した地区である。地区周辺の状況としては、西側では土地区画整理事業が施行されており、道路・公園等の公共施設の整備や計画的な宅地供給が進んでいる。また、東側には蒲郡市民病院が立地している。本地区を含む周辺区域一帯は、蒲郡市都市計画マスタープランにおいて、周辺環境への配慮を行いつつ、工業施設、流通業務施設及び研究開発施設を誘導する研究開発系ゾーンとして位置づけられている。研究開発系地区としての工業用地の形成を図るため、地区周辺の自然環境や住環境に配慮した、良好な工業用地を維持・保全することを目標とする。					
区域の整備、開発	土地利用の方針	本地区は、周辺環境に配慮しながら、良好な工業用地として適 正かつ合理的な土地利用の維持・保全を図る。					
	地区施設の 整備の方針	周辺環境に配慮するため地区周辺部に緑地を配置する。また、周辺環境を維持保全するため調整池を配置する。					
発及び保全の方針	建築物等の 整備の方針	良好な工業用地を形成するとともに、周辺の自然環境や住環境 に配慮するため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高 限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限を定める。					
地区整備計画	地区施設の配置 及び規模	緑地	名 称	Ī	面積	配置	
			緑地1号	約0.5ha		計画図	
			緑地2号	約0		表示のとおり	
		公共空地	名 称	面積	容量	配置	
			調整池	約0.3ha	約3, 900㎡	計画図 表示のとおり	

		T			
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 工場(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類-2531動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受をのぞく)及び細分類-2663金属工作機械用・金属加工機械用部品・付属品製造業(機械工具、金型を除く)に属するものに限る。)。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)別表第2(と)項第3号(1)、(1の2)、(2の2)から(4)まで、(4の3)から(8)まで、(10)、及び(12)から(16)まで並びに(ぬ)項第3号(1)、(2)、(4)、(5)、及び(7)から(20)まで並びに(る)項第1号に掲げる事業を営む工場 (2) 産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定するもの)の収集、運搬又は処分の用に供するもの 2 前号の建築物に附属するもの(法別表第2(る)項第2号に掲げるものを除く。)		
		建築物の			
		容積率の	15/10		
		最高限度			
		建築物等の			
		高さの	1 5 m		
		最高限度			
			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの		
		壁面の位置の	距離は、10m以上でなければならない。ただし、軒の高さ3m		
		制限	以下の守衛所その他これに類する用途に供する建築物は、この限		
			りでない。		

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理 由

主要幹線道路の沿道に立地する既存工場と周辺環境の調和を維持・保全するため地区計画を決定する。

理由書

【水竹工業用地地区】

1 当該都市計画の都市の将来像における位置づけ

蒲郡市都市計画マスタープラン(平成19年3月改訂)において、都市づくりの基本理念は、「人と自然に包まれた、いやされるまち蒲郡」(pII-1参照)とし、蒲郡市都市計画マスタープラン(平成27年1月部分改訂)において、「地域の個性を活かしたバランスある産業の育成と振興」を目標としています(p10参照)。

その中で、当該地区は、全体構想の都市づくりの方針で、工業系ゾーンとして「周辺環境への配慮を行いつつ、工業施設、流通業務施設、及び研究開発施設を誘導するとともに、新たな企業誘致や企業の集団化を図るゾーンとして位置づけます。」としています(p12 参照)。

2 当該都市計画の必要性

(1) 当該都市計画の必要性

蒲郡市都市計画マスタープラン(平成27年1月部分改訂)では、「蒲郡市民病院西側を新産業の集積が可能となる研究開発系の土地利用を位置づけます」とし(p10 参照)、工業系のなかでも周辺環境への影響をより考慮した土地利用を図るべき地区として位置付けています。

これを踏まえ、当該地区では、都市計画法に基づく開発行為の許可を取得した民間の造成事業により、新たな工業用地が整備され、技術先端型業種の工場が立地しました。

開発行為の許可を取得したことで、土地の造成や工場の立地等は可能となりましたが、区域規模が相当程度あると同時に許可された建物用途が限定されたものであることから、造成により設置された施設や建築物用途を将来にわたって維持・保全する必要があります。

そこで、当該地区において地区計画を定め、施設の永続性を担保し、適切な規制誘導を行うことで、周辺の自然環境に配慮した工業用地の保全を図ります。

市街化調整区域内の地区計画は、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるとする区域区分の主旨を基本としながらも、一定の条件の下で良好な都市環境の維持・形成を図り、市街化調整区域全体の秩序ある土地利用の誘導を図るために有効な都市計画です。

(2) 事業実施による効果

開発行為において設置された緑地及び調整池を地区施設として位置づけることで、 防災上の安全性の確保と、周辺の自然環境に配慮した良好な工業用地としての保全を 図ります。

また、建築物等に関する事項として、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限を定めることで、周辺の自然環境と住環境に配慮した良好な工業用地が維持されます。

3 当該都市計画の妥当性

(1)位置

当該地区は、主要幹線道路である国道247号中央バイパス(都市計画道路3・3・33号 名豊線)に隣接した地区です。また、工業系の中でも、周辺環境への影響をより考慮した土地利用を図るべき地区として、研究開発系の土地利用として位置づけられています。

(2)区域

当該地区の区域境界は、区域北側、西側及び南側は道路境界、区域東側は水路境界及び道路境界と、いずれも明確な区域境界となっています。

(3) 規模

当該地区の面積は、約2.8 h a です。市街化調整区域は原則として市街化を抑制すべき区域であり、都市計画法に基づく開発許可を受けた開発区域の範囲に限定しています。

(4) 施設の配置等

緑地1号及び2号は、周辺環境に配慮するため地区周辺部に配置しています。調整池は、現況の高低差等から区域南部に設置し、雨水排水を一時貯留することで下流河川への負担を軽減しています。

以上から、位置、区域、規模、施設の配置等は妥当です。